**令和７年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業業務委託仕様書**

**１　業務名**

令和７年度大阪府障がい福祉現場の情報発信事業

**２ 業務の目的**

大阪府では、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴う生産年齢人口（15～64歳人口）の減少によって、介護・福祉人材の安定確保は今後一層の困難が予想されている中、特に、障がい福祉分野では、人材の確保が困難な現状があります。その困難な要因の一つとして、「障がいに対する理解不足」や「障がい福祉分野に対する理解度・認知度の低さ」があげられます。

このため、障がいには、さまざまな種類があり、特性も対応方法もそれぞれ異なることがわかるようにするとともに、障がい福祉分野の多岐にわたるサービスや障がい福祉分野では従事する中で専門性を高めることができるなど、職種等の業務内容、仕事のやりがいを伝えることで、障がい福祉分野を就職先の一つとして考えるきっかけとなることを目指すものとなります。

**３　契約期間**

契約締結の日から令和８年３月２０日（金曜日）まで

**４　委託上限額**

4,839千円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

**５　業務内容及び企画提案を求める事項**

本業務では、上記目的及び次の内容を踏まえ、企画、提案することとする。

**（１）　動画コンテンツの制作**

**ア　企画・構成**

動画の企画・構成について、以下の点を踏まえ提案し、提案内容を基に府と協議の上、決定すること。

・障がい者と関わる機会がない人にとっては、障がいを知る・学ぶ機会は限られており、「障がい」「障がい者」に関する理解を深めることが難しく、障がい者とどう接したらいいかわからないこともある。

・また、障がい種別・程度は様々あり、個人によって状態や症状が異なり、必要な支援内容も個別性が高くなるため、障がい者の支援に携わる仕事の内容をイメージすることが困難な状況にある。

・大阪府では、大阪府障がい者計画において、最重点施策として、国の基本指針に即し、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めている。地域での日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保することが必要であるため、これを支える人材の確保が必要不可欠である。

・上記を踏まえ、府民のうち就職や転職を検討している方にターゲット設定をした上で、障がい福祉サービスにおける業務の専門性を具体的にイメージしてもらえるよう、業務内容を紹介する動画を作成する。

**イ　素材の調達**

動画の作成に必要な素材の取材・撮影や調達(出演者交渉、スケジュール調整、素材制作)等を行うこと。この時、撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の権利処理を行うこと（処理に当たっては相手方から文書を徴収すること）。 また、それらの業務を行うに際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

**ウ　編集**

動画の編集を行うこと。編集にあたっては、下記の点に留意すること。

・動画は本編版と、ダイジェスト版（ＳＮＳ等配信用）を制作すること。

・必要に応じて効果的な音響・ BGM等を活用し、またセリフやナレーションを挿入すること。

なお、スマートフォンでの閲覧に耐えうるよう、字幕・テロップなどを挿入して無音でも閲覧がで

きること。

・編集過程においても内容について、適宜府と協議すること。

・動画の規格は次のとおりを基本とすること。

ファイル形式 　MP4形式

動画の長さ　「５　業務内容及び企画提案を求める事項　（２）　提案内容等」のとおり提案事項

とする。

・動画の使用期間は、無期限で使用できるようにすること。

**エ　校正**

納品前に、府との複数回の内容確認及び修正等の校正の機会を設けること。

**（２）　提案内容等**

**ア**障がい福祉分野における業務内容及び従事者が果たす役割の紹介

提案者は、次の内容を踏まえた上で企画提案書を作成すること。なお、提案に当たっては、本仕様書及び公募要領に記載している内容に留意すること。

・動画内容の構成（シナリオ）及び絵コンテ（構成を視覚的に分かりやすく表現したもの等サンプル）は、就職や転職を検討している方それぞれのターゲットが障がい福祉分野を就職先の一つとして考えるきっかけとなるような提案内容となっているか。

・また、障がい福祉分野の多岐にわたるサービスや業務内容、障がい福祉分野では従事者の専門性が求められるなど仕事のやりがいが就職や転職を検討している方それぞれに伝わるような提案内容となっているか。

・障がい種別・程度は様々あり、個人によって状態や症状が異なることを踏まえると、必要な支援内容も個別性が高くなるため、障がい者と関わる機会がない人にとっても、障がい者の支援に携わる仕事の内容をイメージすることができる提案内容となっているか。

イ　制作動画(本編版、ダイジェスト版（ＳＮＳ等配信用）)の本数、尺及び発信手法

本編版の本数、尺（例１：１０分×２本、例２：２分×10本、例３：５分×４本）及び発信手法は提案事項とする。ダイジェスト版（ＳＮＳ等配信用）の本数は、本編版と同じように提案事項である一方で、尺は2分以内とする。

**ウ**留意事項

・各提案内容については、障がい福祉サービス事業所等の意見などを踏まえ、その内容を裏付ける支援現場の状況に即した客観的な根拠を示すことを求める。

　・就職や転職を検討している方向けの動画をそれぞれ本編版、ダイジェスト版の作成をすること。

　・動画内にリンクを設置するなどにより、視聴者を障がい福祉分野に係る仕事等を紹介するサイト

に誘導することを想定していることを踏まえ、作成すること。

・就職や転職を検討している方が、興味・関心を持ちやすい訴求力の高いものとなっていること。

・就職や転職を検討している方に、単に障がいの知識や障がい福祉分野での働く姿を提示するのではないこと。

・「動画の構成（シナリオ）」及び「絵コンテ（構成を視覚的に分かりやすく表現したもの）」(形式は Microsoft　PowerPoint とする※データ量は原則 10ＭＢ以内に収めること。)等により、 動画のストーリーや内容がはっきりと分かるものとすること。

・動画をYouTube等で活用することも想定しているので、最初の5秒でスキップされないように

ターゲット層が興味をひき、最後まで見てもらえるよう、内容、構成を工夫すること。

**６　用途**

(１)　公共機関・府の就職を支援する関係課での放映を想定

(２)　大阪府のHP、YouTube、X、Instagram等SNSを含むインターネットでのウェブ配信

**7 成果品の納品**

(１)業務完了報告書　１部

(２)制作した動画のＤＶＤ等（本編版、ダイジェスト版） ２枚

ア　SNS等（YouTubeを含む。）で再生可能な動画形式とすること。

イ　映像の解像度はフルハイビジョン以上とすること。

(3) 実績報告書　紙媒体１部

**8 納品場所及び期限**

1. 納品場所

　　大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館１階
 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課企画調整グループ

1. 納品期限

ア　動画関係：令和８年２月19日(木)

イ　業務完了報告書：令和８年３月２０日(金)

**9その他(留意事項等)**

1. 誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。効果的な動画の制作に資する資材の提供や撮影場所の確保等について、府は可能な範囲で調整及び協力する。

1. 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

1. 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

1. 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

1. 経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

1. 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間）し、府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

（７）業務実施体制

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要な人員を配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

　（８）その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

**10　知的財産権等の取扱い**

1. 権利の帰属等

委託業務の成果物（成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）を含む。）に関する所有権及び著作権（昭和４５年法律第４８号）（著作権法第21条から第28条の権利をいう。）については、府に帰属するものとする。

本事業の受託者（受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。）は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

府は、本事業終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Webや印刷物を通じて、事業目的に沿った使用を行えるものとする。

1. 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「（１）権利の帰属等」に記載する本事業終了後の利用についても使用料等が生じないものとすること。

1. 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、府に損害（使用の差し止めを含む）が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

1. その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。